

# 学 則

(事業者の名称・所在地)

## 第1条

本研修は次の事業者が実施する。

名称 株式会社 あんすりー

所在地 石川県能美市緑が丘9丁目54番地

(目的)

## 第2条

高齢者等の介護を担う上で、必要となる基礎知識や技術を習得した介護職員の養成を行い、人材の確保と定着の促進を図る目的とする。

(研修事業の名称)

## 第3条

研修事業の名称は次の通りとする。

介護職員初任者研修

(受講対象者・定員)

## 第4条

(1) 受講対象者

今後、福祉や介護関係に就職することを希望している者または介護に関心がある者

(2) 受講定員

定員 15名

(研修会場の所在地)

## 第5条

名称 アクティブスタジオ

所在地 石川県能美市大浜町ク64番地1

(研修期間)

## 第6条

研修期間はおおむね 4ヶ月

(研修参加費用)

第7条

研修参加費用は次の通りとする。

受講料 55,000円税別(テキスト代を含む)

(使用教材)

第8条

研修に使用する教材は次の通りとする。

株式会社 QOL サービス 介護職員初任者テキスト2巻セット

(研修カリキュラム及び担当講師名)

第9条

- 1、本研修のカリキュラムは別添「研修カリキュラム」のとおりとする。
- 2、本研修の担当講師名は別添「担当講師名一覧表」のとおりとする。

(課程責任者)

第10条

本研修の課程編成責任者は、別添「課程編成責任者」のとおりとする。

(募集手続き)

第11条

別添「受講生募集チラシ」記載のとおりとする。

(本人の確認方法)

第12条

受講申し込み受付時または初回の講義時に運転免許証または健康保険証のコピーの提出により、本人確認を行う

(通信形式の実施方法)

第13条

(1) 学習方法

添削課題を提出することとする。ただし、合格点(70点以上)に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。

(2) 評価方法

本研修の評価方法は別添「通信形式の指導体制・指導方法・課題」のとおりとする。

(研修終了の認定方法)

第 14 条

- (1) 第 9 条で定める研修の日程及び内容のすべてを履修した後、1 時間程度の修了試験を実施する。修了試験及び添削評価を実施・合格し者を修了者と認める。
- (2) 前項のすべてを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師より評価されることを含む。
- (3) 修了試験評価の方法      合格 70 点以上

(募集手続き)

第 11 条

別添「受講生募集チラシ」記載のとおりとする。

(本人の確認方法)

第 12 条

受講申し込み受付時または初回の講義時に運転免許証または健康保険証のコピーの提出により、本人確認を行う

(通信形式の実施方法)

第13条

(1) 学習方法

添削課題を提出することとする。ただし、合格点(70 点以上)に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。

(2) 評価方法

本研修の評価方法は別添「通信形式の指導体制・指導方法・課題」のとおりとする。

(研修終了の認定方法)

第 14 条

- (1) 第 9 条で定める研修の日程及び内容のすべてを履修した後、1 時間程度の修了試験を実施する。修了試験及び添削評価を実施・合格し者を修了者と認める。
- (2) 前項のすべてを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師より評価されることを含む。
- (3) 修了試験評価の方法      合格 70 点以上

(補講の方法及び費用)

第15条

- (1) 欠席者及び未修了者のみを対象とした個別の講義・演習(終了評価までに時間数を確保し行う。
- (2) 講義にかかる費用は 1科目あたり、2,000円 とする。

(研修の遅刻・早退・欠席者の取り扱い)

第16条

研修開始前に出席の確認をする。やむをえず欠席をする場合には必ず研修開始前に電話などにより届け出ることとする。なお、10分以上遅刻した場合は欠席とする。

(受講の取り消し)

第17条

研修に使用する教材は次の通りとする。

1. 次の各号に該当する者は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。
  - (1) 学習意欲が著しく欠け、終了の見込みがないと認められる者
  - (2) 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げる者
  - (3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者
  - (4) 自力で演習内容を行うことができない者
  - (5) その他、事業者が不相当とみなした者
- 2 受講を取り消されるに至ったものは、その間の該当研修についてはすべて無効とする。

(修了証書などの交付)

第18条

修了を認定された者に、修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(個人情報の管理)

第19条

当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

(苦情などの対応)

第20条

事業者は苦情などの窓口を設けて、苦情及び事故が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応する。